

令和2年3月6日  
住宅局建築指導課株式会社アールシーコア等が施工した戸建て住宅における  
薪ストーブの遮熱板に関する建築基準法の規定への不適合について

- 株式会社アールシーコアより、国土交通省に対し、同社及び同社の販社 12 社（以下「アールシーコア等」という。）が施工した戸建て住宅の一部において、建築基準法違反のおそれがあるとの報告が、令和元年 12 月 24 日にありました。
- 国土交通省から、同社に対して、施工内容の調査等を指示した結果、令和 2 年 3 月 5 日までに、以下の報告がありました。
  - ・アールシーコア等が施工した戸建て住宅の一部において、薪ストーブを設置した居室に設置した遮熱板が、建築基準法の規定に適合せず、同法違反のおそれがあること
  - ・建築基準法違反のおそれがある物件は、平成 26 年 10 月から令和元年 10 月までに、アールシーコア等が施工した戸建て住宅のうち、不適合の遮熱板仕様を選択した 29 棟であること
  - ・アールシーコア等は、該当する物件の所有者へは説明済みであり、建築基準法令に適合させるための改修を行う方針であること
- 国土交通省は、同社に対し、特定行政庁への報告、是正の迅速・円滑な実施、原因究明及び再発防止策の報告、相談窓口の設置を指示しました。

## 1. 事案概要

令和元年 12 月 24 日、株式会社アールシーコアより、国土交通省に対し、アールシーコア等が施工した戸建て住宅の一部において、建築基準法違反のおそれがあるとの報告がありました。

上記報告を受け、国土交通省から同社に対して、施工内容の調査等を指示した結果、令和 2 年 3 月 5 日までに、以下の報告がありました。

- ・ 同社が商品開発し、アールシーコア等が施工した戸建て住宅の一部において、薪ストーブの周囲に設置した遮熱板が、建築基準法の規定に適合せず、同法違反のおそれがあること
- ・ 不適合の内容は、遮熱板に用いたせっこうボードが厚さ 12mm 以上とすべきところ 9.5mm であり、建築基準法の告示の規定に適合しないものとなっていること（別添図）
- ・ 当該遮熱板が施工された物件は、アールシーコア等が平成 26 年 10 月から令和元年 10 月までに施工した戸建て住宅のうちの 29 棟であること
- ・ 同社は、上記 29 棟のうち、建築基準法第 12 条第 5 項に基づき、特定行政庁に対して、建築基準法の告示の規定に不適合である旨を報告し、1 棟において受理された

こと

- ・ 同社は、該当する物件の所有者へは説明済みであり、今後、改修を行い、本不適合事案の是正を行う方針であること

## 2. 国土交通省の対応

- (1) 株式会社アールシーコアに対し、特定行政庁への報告、是正の迅速・円滑な実施、原因究明及び再発防止策の報告、相談窓口の設置を指示しました。
- (2) 関係特定行政庁に対し、物件リストを情報提供し、必要な対応を進めるよう依頼しました。

## 3. 相談窓口

- (1) 株式会社アールシーコアにおいて、以下の窓口が設置されています。

【窓口】 株式会社アールシーコア 技術本部

電話番号 03-5790-6529

受付時間 9:30-17:30(土日、祝休日、年末年始を除く)

- (2) 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者相談窓口を設置しています。

【窓口】 電話番号 0570-016-100

PHS や一部の IP 電話からは 03-3556-5147

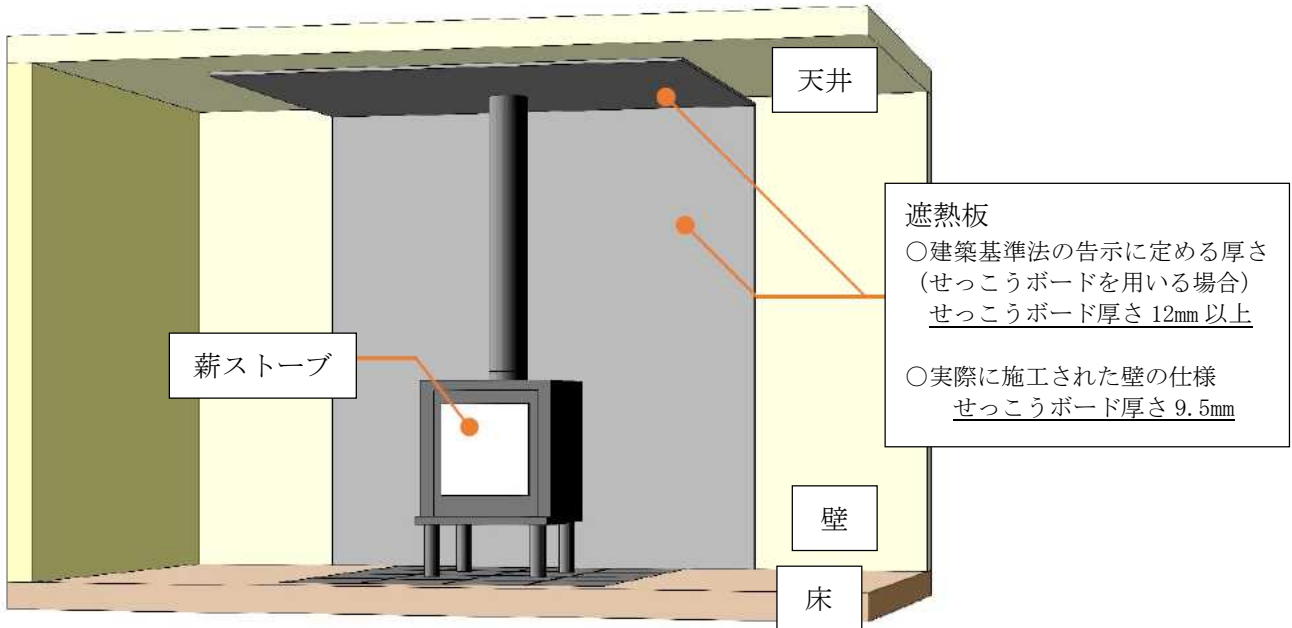
受付時間 10:00-17:00 (土日、祝休日、年末年始を除く)

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課 代表 03-5253-8111 内線 39-525

FAX 03-5253-1630

図 不適合発生箇所



※建築基準法の告示においては、薪ストーブと壁及び天井との間に遮熱板を設けることとなっているが、本事案においては、薪ストーブ上面と天井面の距離が十分取られているため、薪ストーブと天井との間には遮熱板は不要。